

H22.6.30

→ (問23) 明細書発行に係る実費徴収の費用について、領収証の発行は行うのか。

(答) 特に決められていないが、本人の要請があれば当該費用にかかる領収書の発行は必要となる。

→ (問24) 患者の求めに応じて、領収証を1ヶ月単位で発行することは可能か。

(答) 窓口で一部負担金を受け取るごとに発行するのが原則であるが、患者の求めに応じて1ヶ月単位等まとめて発行することも差し支えない。ただし、領収証発行の趣旨を踏まえ、施術日ごとの一部負担金がわかるようにするのが望ましい。

その他

【算定基準関係】

(問25) 「殿部挫傷」、「足底部挫傷」等、算定基準上に明記されていない負傷について、療養費の算定は可能か。

(答) 挫傷の部位として算定基準上に明記されていない負傷であっても、筋が存在する部位については挫傷が発生し得るので、これらについては保険者において算定の対象として差し支えない。なお、負傷名についても「殿部挫傷」「足底部挫傷」等とする。

【法人が開設した場合の取扱い】

(問26) 法人が開設者の場合、受領委任の取扱いに係る申し出の開設者名は、どの様に記載するのか。

(答) 保健所への開設届（法人名、法人の代表者及び法人の主たる住所）と同様に記載されたい。